

平成29年度ドライバー等安全教育促進助成事業取り次ぎ実施要領

平成29年3月27日

一般社団法人 東京都トラック協会

東京都トラック協会では、トラックドライバー及び安全運転管理者等に対する安全教育訓練を支援・促進するため、全ト協が指定する研修を受講する場合、助成の**取り次ぎ事務**を行うこととする。

1. 申込み受付期間

平成29年4月1日（金）～平成30年3月30日（木）

※ 但し、平成29年3月10日（金）～3月31日（金）の間に申し込みが行われたものについては遡って助成対象とする。

2. 助成対象者

東ト協会員事業者の原則都内事業所に勤務している運転者等

3. 予算額

170万

4. 助成対象研修施設・研修内容

(1) 特定研修施設

1) 一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター

愛知県みよし市福谷町西ノ洞 21-127（名鉄線三好ヶ丘駅より徒歩約20分）

TEL：0561-36-1010 FAX：0561-36-1210

2) 一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター

埼玉県深谷市黒田 2091-1（秩父鉄道永田駅より徒歩約25分）

TEL：048-584-0055 FAX：048-584-0090

(2) 指定研修施設

1) 自動車安全運転センター 安全運転中央研修所

茨城県ひたちなか市新光町 605 番地 16（JR常磐線勝田駅よりバスで約20分）

TEL：029-265-9560 FAX：029-265-9552

2) クレフィール湖東 交通安全研修所

滋賀県東近江市平柳町 22-3（JR東海道線能登川駅より送迎バスで約30分）

TEL：0749-45-3872 FAX：0749-45-3877

3) 総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 81-5 (JR 鹿児島本線遠賀川駅より徒歩約 7 分)
T E L : 093-293-2359 F A X : 093-293-2427

4) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道

①東地区会場

北海道釧路市芦野 5-12-1 (JR 根室本線釧路駅よりバスで約 25 分)
T E L : 0154-37-1196 F A X : 0154-37-1178

②西地区会場

苫小牧市拓勇東町 8-6-68 (JR 室蘭本線苫小牧駅よりバスで約 30 分)
T E L : 0144-57-8410 F A X : 0144-57-8410

5) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原

(JR 多治見駅北口より送迎バスで約 20 分)
岐阜県多治見市幸町 7 丁目 29-1
電話 0572-27-2356 F A X 0572-27-2967

6) 総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ

(JR 矢野駅より送迎バスで約 30 分)
広島県安芸郡熊野町 5640-1
電話 082-854-4000 F A X 082-854-9466

(3) 研修内容

- 1) 特別研修 別表 1
- 2) 一般研修 別表 2

5. 助成対象人数・助成額

1 社 4 名まで ※ 4 名以上の場合は要相談

- (1) 特別研修：別表 1 に定める額 (2 泊 3 日 / 4 泊 5 日)

G マーク認定事業所の場合は原則受講料全額助成 (ただし一部例外有り)

- (2) 一般研修：別表 2 のとおり (1 泊 2 日)

受講料の一部 定額 10,000 円

6. 事業者が助成申込みから助成金を受け取るまでの流れ

①助成枠の事前確認

事業者が、東ト協へ連絡し、助成枠に空きがあるかを確認する。

②施設予約

助成枠の空きを確認後、事業者が安全教育訓練施設に予約する。

③助成枠申し込み

東ト協に助成枠の申込書を提出する。（「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」）

・・・様式1

④受講料納入

安全教育訓練施設に受講料を納入する。

※ 受講開始の7日前までに納入すること。（7日を過ぎるとキャンセル扱いとする。）

⑤訓練実施

訓練終了後に安全教育訓練施設より修了証が交付される。

⑥実施報告

訓練終了後に7日以内に東ト協へ下記の書類により実績報告する。

(1) 「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

(2) 研修参加報告書・・・様式3

添付書類 ・ 研修修了証の写し ・ 受講料に係る領収証（一般研修の場合は不要）

・ Gマーク認定書の写し（Gマーク所有の事業者で特別研修を受講する場合）

⑦助成金の交付

東ト協より助成金交付

7. 申し込みの取り下げ及びそれに伴う費用負担について

(1) 申し込みの取り下げについて

研修開始日の7日前までに東ト協へ下記書類を提出する。

「ドライバー等安全教育訓練実施申し込み取下届」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式5

(2) 費用負担になる場合

以下のいずれかに該当する場合は受講料が全額負担となる。

① 受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。

② 特別な事由無く、所定の研修を修了しないか、又は受講を途中で中止したとき。

③ 所定の書類を添付した実施報告書を研修修了後7日以内に提出しないとき。

④ 研修又は手続き等において、不適切な行為などがあったとき。